



監 第 219 号
令和 7 年 3 月 3 日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

定例監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 上 下 水 道 課

3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和 7 年 2 月 13 日

5 監 査 実 施 場 所 上 下 水 道 課

6 監 査 の 実 施 内 容

令和 5 年度分 令和 6 年 1 月から令和 6 年 3 月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

令和 6 年度分 令和 6 年 4 月から令和 6 年 12 月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果 良好と認められた。



監 第 223 号
令和 7 年 3 月 7 日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 定 例 監 査
- 2 監 査 対 象 さくらんぼ観光課
- 3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和 7 年 2 月 2 0 日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監査の実施内容

令和5年度分 令和6年1月から令和6年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況

令和6年度分 令和6年4月から令和6年12月末日現在における財務に関する事務の執行状況

7 監 査 の 結 果 良好と認められた。



監 第 17 号

令和7年5月7日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市農業委員会会長 木 村 三 紀 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇

寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 農業委員会事務局

3 監 査 着 眼 点

(1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

(2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。

(3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。

(4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。

(5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。

(6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和7年4月18日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監査の実施内容 令和6年度分 令和6年4月から令和7年2月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、おおむね適正と認められた。



監 第 18 号
令和 7 年 5 月 7 日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市選挙管理委員会委員長 高 橋 達 也 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

定例監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 定 例 監 査
- 2 監 査 対 象 選挙管理委員会事務局
- 3 監 査 着 眼 点
 - (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
 - (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
 - (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
 - (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
 - (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
 - (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。
- 4 監 査 実 施 月 日 令和 7 年 4 月 18 日
- 5 監 査 実 施 場 所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 令和 6 年度分 令和 6 年 9 月から令和 7 年 2 月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況
- 7 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、おおむね適正と認められた。



監 第 21 号
令和7年5月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり公表します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 総 務 課

3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和7年4月28日

5 監 査 実 施 場 所 監査委員事務局

6 監査の実施内容 令和6年度分 令和6年4月から令和7年2月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、おおむね適正と認められた。



監 第 24 号
令和7年5月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 企 画 戦 略 課

3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和7年5月7日

5 監 査 実 施 場 所 監査委員事務局

6 監査の実施内容 令和6年度分 3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、おおむね適正と認められた。



監 第 25 号
令和7年5月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 定 例 監 査
- 2 監 査 対 象 デジタル戦略課
- 3 監 査 着 眼 点
 - (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
 - (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
 - (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
 - (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
 - (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
 - (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。
- 4 監 査 実 施 月 日 令和7年5月7日
- 5 監 査 実 施 場 所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 令和6年度分 3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況
- 7 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、おおむね適正と認められた。



監 第 29 号
令和 7 年 5 月 15 日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

定例監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第 9 項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 柴 橋 地 区 公 民 館

3 監 査 着 眼 点

(1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

(2)収入は确实かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。

(3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。

(4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。

(5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。

(6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和 7 年 5 月 14 日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監査の実施内容 令和 6 年度分 令和 6 年 12 月から令和 7 年 3 月末日
現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の
管理状況

7 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、適正と認められた。



監 第 30 号
令和7年5月15日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 定 例 監 査
- 2 監 査 対 象 みらい協働課
- 3 監 査 着 眼 点
 - (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
 - (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
 - (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
 - (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
 - (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
 - (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。
- 4 監 査 実 施 月 日 令和7年5月14日
- 5 監 査 実 施 場 所 監査委員事務局
- 6 監査の実施内容 令和6年度分 3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況
- 7 監 査 の 結 果 指摘事項はなく、おおむね適正と認められた。